(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

矢板市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

矢板市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

矢板市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十三号

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競走場名	年間開催回数	年間開催日数
船橋	九回	六十九日
川口	十四回	百六日
伊勢崎	十一回	八十五日
浜松	十一回	八十五日
山陽	七回	五十三日
飯塚	十一回	八十五日

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
千葉県	四回
船橋市	五回
川口市	十四回
伊勢崎市	十一回
浜松市	十一回
山陽小野田市	七回
飯塚市	十一回

○国土交通省告示第百九十九号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

工区番号

002—26—7、003—21、008—28—2、008—28—5、008—45—3、008—47—1、008—47—2、009—48—2、010—27—3、009—50、012—01—5、012—02、012—09—3、012—13—4、012—40—5、012—40—6、013—11—12、013—11—13、014—16—4、170—14—3、200—07—2、200—07—3、210—176—1、240—59—1

○国土交通省告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年三月二十六日国土交通省告示第三百八十六号船橋都市計画道路事業三・三・四号小室町北線

三　事業施行期間　自昭和五十三年八月一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年三月二十六日国土交通省告示第三百八十六号船橋都市計画道路事業三・三・四号小室町北線

三　事業施行期間　自昭和五十三年八月一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年三月二十六日国土交通省告示第三百八十八号印西都市計画道路事業三・三・六号遠谷津五斗蒔線

三　事業施行期間　自昭和五十八年十月一日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年三月二十六日国土交通省告示第三百八十七号印西都市計画道路事業三・三・五号西辺田大木戸根線

三　事業施行期間　自昭和五十三年八月一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年三月二十六日国土交通省告示第三百八十七号印西都市計画道路事業三・三・五号西辺田大木戸根線

三　事業施行期間　自昭和五十三年八月一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年四月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　栃木県宇都宮市野高谷町、刈沼町、板戸町、道場宿町及び満美穴町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業

五　事務所の所在地　栃木県宇都宮市東宿郷二丁目四番三号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成九年四月十五日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日

平成二十二年三月十九日